

川崎市地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等職員に関するB型肝炎対策実施要領

目次

| | |
|-----|----------------------|
| 第1章 | 総則（第1条～第3条） |
| 第2章 | 検診（第4条～第8条） |
| 第3章 | ワクチンの接種等（第9条～第13条の3） |
| 第4章 | 針刺し損傷事故（第14条） |
| 第5章 | 生活管理指導等（第15条） |
| 第6章 | 委員会（第16条～第18条） |
| 第7章 | 雑則（第19条・第20条） |
| 附則 | |

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下、「地域みまもり支援センター」という。）等に勤務する職員のB型肝炎の感染を予防するために必要な事項を定め、もって職員の健康管理に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域みまもり支援センター等 精神保健課、総合リハビリテーション推進センター、区役所地域みまもり支援センター、区役所地区健康福祉ステーション、看護短期大学、健康安全研究所及び感染症対策課をいう。
- (2) 管理者 地域みまもり支援センター等の長をいう。
- (3) 職員 地域みまもり支援センター等において、正規の勤務時間を勤務する職員並びに川崎市家庭訪問指導員等の非常勤で勤務する職員及び会計年度任用職員をいう。
- (4) 1シリーズ 第12条の規定により、ワクチンを3回接種することをいう。
- (5) 検査者 本市と契約を締結している業者をいう。
- (6) ワクチン B型肝炎ウィルスワクチンをいう。
- (7) 針刺し損傷事故 採血を担当した医療従事者が他者の血液で汚染された器具で外傷を受けることをいう。

（感染予防の措置）

第3条 職員のB型肝炎の感染を予防するため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 検診
- (2) ワクチンの接種
- (3) ワクチン接種後の検診等
- (4) 生活管理指導
- (5) その他のB型肝炎の感染の予防に必要な事項

- 2 前項の規定による事項を協議するため、川崎市地域みまもり支援センター等職員B型肝炎対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2章 検診

（検診の対象者）

第4条 検診の対象となる者は、人の血液、分泌物、排泄物等を取り扱う業務に従事する職員とする。ただし、次の各号に該当する者は、対象としない。

- (1) 会計年度任用職員のうち11月に在勤している者で、管理者が勤務状況を勘案し検診が必要であると認めるもの以外の者
- (2) 本事業において、第12条及び第13条の2に基づき、2シリーズワクチンを接種された者
- (3) 本事業による検診の結果、HBs抗体が10.0mIU/ml以上の判定を受けた者

2 検診を希望する者は、B型肝炎対策事業検診申込書（第1号様式）を所属する管理者に提出し、その承認を得るものとする。

（検診の検査内容等）

第5条 検診の検査の内容及び方法は、別表第1に定めるところによる。

（検診の実施日）

第6条 検診を実施する日は、別表第2に定めるところによる。ただし、健康福祉局長は、必要と認めるときは、実施する日を変更することができる。

2 健康福祉局長は、前項ただし書の規定により実施する日を変更したときは、その旨を関係する管理者に通知するものとする。

（検診の実施方法）

第7条 管理者は、検診の実施に必要な体制を整え、前条の規定による日に採血を行い、その日のうちに、検体を検査者へ引き渡すこととする。

2 管理者は、前項の規定による体制を整えるにあたって必要なときは、他の管理者と協議し、医師、看護師等の派遣その他必要な協力を得るものとする。なお、健康安全研究所及び感染症対策課については、原則所在する区の地域みまもり支援センターで検診を受けることとする。

3 管理者は、第1項の規定による引き渡しを行ったときは、職員検体送付簿兼検査結果報告書（第2号様式）により健康福祉局長に報告するものとする。

（検診の検査結果）

第8条 健康福祉局長は、検査者から検査結果を受けた後、その結果を管理者に通知するものとする。

2 前項に規定する書類を送付するときは、親展により行うものとする。

第3章 ワクチンの接種等

（ワクチンの接種対象者）

第9条 ワクチンの接種の対象となる者は、人の血液に直接接触する職員であってHBs抗原が陰性で、HBs抗体が10.0mIU/ml未満の者とする。

（ワクチンの接種手続）

第10条 初めてワクチンの接種を希望する者は、ワクチン接種願（第3号様式）を所属する管理者を経由して健康福祉局長に提出し、その承認を得るものとする。

2 健康福祉局長は、前項の規定による願を受理したときは、委員会の協議を経て、承認又は不承認の決定を行い、経由した管理者に対し、ワクチン接種の承認に関する決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（ワクチン接種の体制）

第11条 管理者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、ワクチンの接種に必要な体制を整え、実施の日時等を対象となる職員に告知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による体制を整えるにあたって必要なときは、他の管理者と協議し、医師、看護師等の派遣その他必要な協力を得るものとする。なお、看護短期大学、健康安全研究所及び感染症対策課については、原則所在する区の地域みまもり支援センターでワクチンの接種を受けることとする。

（ワクチンの接種）

第12条 ワクチンの接種は、1シリーズ（3回）をもって終了するものとし、その方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 初回は、0.5mlを皮下又は筋肉内に注射する。

(2) 2回目は、前号の規定による接種の日から起算して4週間後に、0.5mlを皮下又は筋肉内に注射する。

(3) 3回目は、第1号の規定による接種の日から起算して20週を経過した日から24週を超えない日までの間に、0.5mlを皮下又は筋肉内に注射する。

2 前項の期間でワクチン接種ができない場合については、管理者の指示のもとワクチン接種を行うこととする。

3 ワクチンを接種する時は、川崎市予防接種実施要領に準じて行うものとする。

（ワクチン接種後の検診）

第13条 前条第1項の規定によるワクチンの接種を終了した職員に対して、効果判定等のための検診を行う。

2 前項の規定による検診の検査内容、実施日、方法及び結果等については、第5条から第8条までの規定を準用する。

（ワクチンの追加接種等）

第13条の2 第13条第1項の規定による検診の結果、第9条の規定に該当する職員は、第12条の規定により追加して1シリーズ（3回）ワクチンを接種することができる。

2 前項の規定によるワクチンの追加接種を希望する者は、ワクチン追加接種願（第5号様式）を所属する管理者を経由して健康福祉局長に提出し、その承認を得るものとする。

3 健康福祉局長は、前項の規定による願を受理したときは、委員会の協議を経て、承認又は不承認の決定を行い、経由した管理者に対し、ワクチン追加接種の承認に関する決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

4 前各項によりワクチンの追加接種を受けた職員は、第4条第1項第2号の規定に関わらず、前条による効果判定等のための検診を受けることができる。

（ワクチン接種の体制）

第13条の3 管理者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、ワクチンの接種に必要な体制を整え、実施の日時等を対象となる職員に告知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による体制を整えるにあたって必要なときは、他の管理者と協議し、医師、看護師等の派遣その他必要な協力を得るものとする。

3 ワクチンを接種する時は、川崎市予防接種実施要領に準じて行うものとする。

第4章 針刺し損傷事故

(針刺し損傷事故の対応)

第14条 管理者は、第7条及び第13条第1項の規定による検診時に、針刺し損傷事故が発生した場合は、「川崎市地域みまもり支援センター等職員に関するB型肝炎対策事業」における針刺し損傷等血液曝露対応手引きに基づき対応を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定による対応を行った際は、健康福祉局長へ報告するものとする。

第5章 生活管理指導等

(生活管理指導等の基準)

第15条 管理者は、委員会の意見、B型肝炎医療機関内感染対策ガイドライン（厚生省肝炎研究連絡協議会B型肝炎研究会編）等に基づいて、生活管理等の指導を行うものとする。

第6章 委員会

(委員会の組織)

第16条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員を健康福祉局長が指名する。

- (1) 健康福祉局保健所に属する職員 1人
- (2) 区役所地域みまもり支援センターに属する職員 4人
- (3) 健康安全研究所に属する職員 1人
- (4) その他、健康福祉局長が指名する職員 1人

(委員長)

第17条 委員会に委員長1人をおき、委員の互選により定める。

(会議)

第18条 会議は、健康福祉局長が招集し、委員長がその議長となる。

第7章 雑則

(庶務)

第19条 この要領に定める事項の庶務は、健康福祉局総務部庶務課において総括又は処理するものとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか等必要な事項は、健康福祉局長が委員会に協議を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成2年10月1日から施行する。
(川崎市衛生局職員のB型肝炎対策実施要領の廃止)
- 2 川崎市衛生局職員のB型肝炎対策実施要領は、廃止する。
(川崎市衛生局職員のB型肝炎対策実施要領細則の廃止)
- 3 川崎市衛生局職員のB型肝炎対策実施要領細則は、廃止する。
(川崎市衛生局職員のB型肝炎ワクチン接種実施要領の廃止)
- 4 川崎市衛生局職員のB型肝炎ワクチン接種実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

(検診に係る経過措置)

2 施行日以前に第12条によるワクチン接種を受けた職員については、第4条第1項第3号の規定に関わらず、検診を受けることができる。

(ワクチン接種に係る経過措置)

3 施行日以前に第12条によるワクチン接種を受けた職員のうち、第9条の規定に該当する職員は、以前のワクチン接種回数に関わらず、第13条の2に基づき、追加で1シリーズ(3回)の接種を受けることができる。

附 則

この要領は、平成29年11月7日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(検診に係る経過措置)

2 平成30年4月1日以前に検診を受けた職員については、第4条第1項第3号の規定に関わらず、検診を受けることができる。ただし、第13条及び第13条の2に基づき、平成29年8月1日以降に検診を受けた場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条及び第13条関係）

検診及びワクチン接種後の検診の検査内容及び方法

| 検査項目及び検査方法 | |
|------------|-----------------|
| HBs抗原検査 | (CLEIA法又はCLIA法) |
| HBs抗体検査 | (CLEIA法又はCLIA法) |

別表第2（第6条及び第13条関係）

検診及びワクチン接種後の検診実施日

| 実 施 日 | |
|---|----------------------|
| 中原区以北の地域みまもり支援センター等 (中原区役所地域みまもり支援センターを除く。) 所属の者 | 11月の第3月曜日又は 第4月曜日 |
| 幸区以南の地域みまもり支援センター等 (中原区役所地域みまもり支援センターを含む。) 所属の者 | 11月の第3水曜日又は 第4月曜日 |

備考：実施日が休日にあたる時は、その日以後最初の平日とする。